

## 申告漏れはありませんか？

今年度は、(10月31日現在で) 10件の報告書が事務局に届きました。コロナ禍の頃(同時期でR3=1件、R4=4件)と比較すると、PTA活動が徐々に増え始めたことにより、「災害報告書」の受付数も増えてきました。

しかし、事務局で最も心配していることは、ケガや事故があったにもかかわらず、「災害報告漏れ」があるのではないかということです。PTA活動中にケガをされた方があった場合には、ケガをされた方に「見舞金」を給付します。

また、損害賠償責任に関する事故も取り扱っています。PTA活動中に傷害や事故が発生した場合は、速やかに見舞金給付会事務局へお知らせください。

活動終了時には  
必ず事故等の有無の確認を

→学校との共催事業だが、事故で怪我人に看病のために服を掛け、その服が汚れてしまったことについてはPTAに責任はなく法律上の賠償責任がある事故ではありません。

### ■見舞金給付について

～交通事故による傷害の場合は給付できません～

PTA活動に参加するための往復途上の災害について対象としていますが、自家用車等を運転中に起こった事故による傷害については、見舞金の給付はできません。また、資源回収のためトラックや自家用車等の運転中に発生した事故についても、同様に給付できません。

このような場合は、交通事故扱いとして警察に連絡し、加入されている自動車保険等で対応願います。



### ■災害報告は至急！

「災害報告書」が遅れて届くことがあります。岐阜県PTA見舞金給付規程では、災害発生日から1ヶ月以内に提出となっています。また、「給付申請書」等についても治療完了後1ヶ月以内、または災害発生日から180日経過後1ヶ月以内に提出することになっています。それぞれ期限を守って早めに提出してください。

特に「賠償責任に関する報告書」は至急提出してください。報告が遅くなり対応に困ることがあります。

「賠償責任補償」については保険会社に委託しているものであり、賠償責任に該当するかどうかは、内容によって判断されるものです。

したがって、事故発生時「いつ、どこで、誰によって、どのような事故が発生したのか」という事実関係が明確である必要があります。「駐車していた車に戻ったところ、ドアに傷が付けられていた。」といった事例では、保険金は支払われません。



### 「見舞金給付会アンケート」へのご協力 ありがとうございました

結果は、【特別号】で公表させていただきます。

### ■お知らせ

右の二次元コードから岐阜県PTA連合会のホームページを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧いただくことができます。



※今までの「給付会便り」も見ることができます。

### ◆保険金の支払い対象外の事案◆

水泳の授業の監視役として参加した。児童がプールサイドで頭を打ち出血した。児童の体が冷えないように着ていたジャンパーを掛けたが、そのジャンパーに血が付着し、使用できなくなった。